

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（347））
2. 日時：平成29年9月13日 13時30分～15時35分
3. 場所：原子力規制庁 18階B会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、大塚安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、
正岡安全審査官、穂藤保安規定係長、土野技術参与

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

（システム安全研究部門）

加藤技術研究調査官、笠原技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員 発電管理室長代理 他11名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力技術 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 電気保守課 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 原子力運営グループ副長

電源開発株式会社：設備技術室 施設・火災防護タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「8条 火災による損傷の防止」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 「現場のケーブルが損傷した場合は現場の機器が厳しい側に動作することは考えにくい」とした根拠を整理して提示すること。
 - 火災影響評価において単一故障を考慮しても高温停止及び低温停止が達成可能であるとしているが、設置許可基準規則等への適合性が明確になっていない。中央制御室における制御盤の火災が最も厳しいとする妥当性も含め、根拠を再整理して提示すること。また、想定される事象を抽出した考え方を整理して提示すること。
 - 電気室に設置する1時間耐火隔壁の高さを提示するよう指摘したにも関わらず、反映されていないので提示すること。
 - 火災区画の考え方について、審査会合等において再三指摘しているにもかかわらず、いまだ十分に整理されていない。原電が定義する火災区画に対する適合性も含め、整理して提示すること。

- 中央制御室の排煙設備について、中央制御室に対する設置許可基準規則上の要求事項等へ適合させる対応を整理して提示するよう指摘したが、中央制御室の空気流入率試験についてしか提示されていない。排煙設備の設計方針を再整理して提示すること。
- 使用済燃料乾式貯蔵建屋を含め放射性物質を貯蔵する施設について、火災防護対策等の考え方を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止（審査会合コメント回答）
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（火災による損傷の防止について）